証券コード　6334
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
明　治　機　械　株　式　会　社
代表取締役社長　中　尾　俊　哉

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権の行使をご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月24日（水曜日）午前10時00分
２．場　　所　　東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
　　お茶の水　ホテルジュラク　２階　孔雀の間
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第145期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第145期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集に当たっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書面の取り扱い

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。また、議決権の代理行使に当たっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

(3) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.meiji-kikai.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.meiji-kikai.co.jp/）に掲載させていただきます。

〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。本株主総会にご出席される株主の皆さまにおかれましては、当日は、受付にて検温を実施させていただきますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申しあげます。

※なお、本株主総会にご出席を検討されている方、特にご高齢の方、妊娠されている方におかれましては、新型コロナウイルス感染による重症化リスクが高いとされておりますので、当日の出席はご遠慮いただき、書面での議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。
また、本株主総会後に予定しておりました「株主懇談会」につきましても、諸般の事情を鑑み、今回につきましては中止とさせていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦長期化や消費税増税があったものの、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復が見られましたが、さらに2020年に入ってからは新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、経済活動の停滞が見られる状況となっており、景気の先行きは不透明感が増しております。

このような中で、当社及び当社グループは、将来の事業の成長と生産性・収益力の向上をめざしたITシステムの導入、設備及び開発投資を積極的に実行しました。これにより、新型コロナウイルスへの対応としてテレワーク（在宅勤務）への移行を早期に実行し、地方への移動制限の対応も可能となりました。また、営業拠点の充実策として、札幌営業所と沖縄営業所を新設し、地域密着型の営業とサポート体制の構築に努めてまいりました。

また、工場の生産設備のリニューアルや働き方改革に対応した生産環境の改善等の諸施策を行ってまいりました。

産業機械関連事業のプラント事業では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が懸念されるところですが、大型飼料プラントの施工は、ほぼ工程通り進んでおります。

環境関連事業の環境資材は、飼料工場や育雛場などの工場内の暑さ対策への提案型営業を推進し、高機能セラミック遮熱塗料が採用され受注に至っております。

このような状況のもと、当社及び当社グループは「提案型営業」の態勢構築のために積極的に取組み人員の増強、得意先企業・業界団体等あらゆる関係先からの情報収集等を強化し、顧客基盤の深耕・拡充に積極的に取組み、併せて、営業力・技術力の強化等、企業価値の向上を目的とした全階層の社員を対象とした研修を含めた人材投資を積極的に推進するとともに、新市場・新分野の開

拓を積極的に挑戦し、グループを挙げての事業の成長と収益力の向上をめざしてまいりました。

このような状況下、産業機械関連事業は、施工原価を見直し収益力は回復傾向にあります。太陽光事業は、昨年10月に太陽光発電の出力制限が実施された影響、また、新型コロナウイルスの感染拡大が、太陽光発電のディベロップ投資案件への投資マインドに大きな影響を与え販売予定に遅れが生じました。

このような中で、当社グループの連結売上高は8,988百万円（前期比12.8％増）となりました。また、損益面に関しましては、連結営業利益104百万円（前期比4.8％減）、連結経常利益105百万円（前期比31.3％減）となりました。当連結会計年度末において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による株価低落に伴う投資有証券評価損271百万円を特別損失として計上、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産68百万円を全額取崩し法人税等調整額に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する連結当期純損失267百万円（前期は親会社株主に帰属する連結当期純利益111百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度期首より、前連結会計年度まで「太陽光関連事業」としてきた報告セグメントは「環境」を中心とした事業へ変革するにあたり、事業内容を明確にするため、「環境関連事業」に名称を変更しております。

【産業機械関連事業】

米中貿易摩擦の顕在化や経済状況の変動はありましたが、当社の産業機械関連事業は、食品生産業界の設備関連のため、急激な経済環境の変化の影響は少なく、業績への影響は少ないと予想されます。

前連結会計年度より営業強化のため地方の営業拠点の拡充及び人材の補強を行ってまいりましたが、当連結会計年度においても、工事保守拠点の充実及び地域密着型営業強化を目的に、新たに札幌営業所と沖縄営業所の２つの営業所を開設いたしました。また、第２四半期連結累計期間まで見られたプラント工事にかかる建設資材の加工の遅れや、部材等の不足による工程の遅れにつきましては、資材の早期発注等の諸施策を実施し、今後も収益に影響をもたらす工程の遅れが生じないように鋭意努めてまいりました。

プラント事業は、飼料工場の集約・効率化に向けた機器更新、工場新設・増設等の需要が続いており、これらの受注に鋭意努力しているところであり、昨

年７月に着工した西日本くみあい飼料株式会社の大型飼料プラント工事、昨年12月に着工したホクレンくみあい飼料株式会社の飼料設備及び新工場新設工事の両大型案件ともに工程通り進捗しております。

産業機械メーカー事業は、「製粉」におきましては、従来の小麦製粉関連の工場の老朽化に伴う各種機器の更新需要の取り込み営業を積極的に行っております。これに加え、予備ロールの販売とともに、ロールの目立て等のメンテナンス受注に注力いたしてまいりました。このほか、子会社 株式会社柳原製粉機を通じ、そば業界向けや健康食品分野、６次産業化向けに石臼製粉機を販売展開しております。

「産業」におきましては、解凍機、開袋機等、当社の売筋製品の販売を強化しております。また、開袋機については、食品産業総合機械メーカーの株式会社サタケと協業し米業界での販売を開始し、さらに、食品関連以外の幅広い分野への販売を展開しております。

中期的な施策として取り組んでおります製粉、飼料プラントのAI・IoT化については、数年にわたって稼働中のプラントから予知保全や省力化につながるビッグデータの収集を続けており、すでに、バケットエレベータの不具合やローラー等の一部部品で交換時期を事前に把握ができるようになる等の成果が出ており、一部のサービスの事業化を早期に実現すべく取り組んでまいりました。

また、海外事業部は、中国現地子会社 明治機械（徳州）有限公司を通じて、東南アジアを中心に海外営業を積極的に展開し、昨年11月には韓国の製粉会社へ製粉用ロールの販売を開始、これまでの国内、中国・タイ市場に韓国を加え、アジア４ヵ国の市場に製粉用ロールを供給する体制となりました。既存顧客等の海外進出におけるプラントエンジニアリングやその支援を強化し、東南アジアにおける飼料プラント受注に向けた営業を展開しております。

このような施策を行った結果、産業機械関連事業の売上高は7,273百万円（前期比42.6%増）となりました。一方、収益面におきましては、営業利益159百万円（前期は営業損失32百万円）と増収増益となりました。

【環境関連事業】

太陽光発電は、これまでのディベロップ型の太陽光発電所販売から、カーボンフリー・ソリューション提供を中心としたＥＰＣ事業への転換を図っております。超軽量架台（東洋アルミニウム株式会社様と共同開発・製品化）を利用

し、従来、荷重等の理由から屋上敷設ができなかった太陽光発電設備の施工にも用途を広げる当社独自の自家消費型太陽光発電設備設計・施工「エスノンホール」は、12月にその接着工法の品質性能試験結果が発表され、「エスノンホール」を活用した提案営業を開始しております。他のＥＰＣ事業者をはじめ、ハウスメーカーや蓄電池メーカー等を通じた販売も行い、工場・プラントや倉庫、学校等の公共施設へ、非常用・自家消費型太陽光発電システムの設置提案等、広いニーズでのソリューションを提案しております。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大による影響から、３月に契約済案件として設備引き渡しを予定しておりました高圧案件で、最終検査の遅れ等により、一部期ずれとなる案件が発生しております。

環境資材は、飼料プラントや製粉工場に対して、生産環境改善と省エネの環境適応製品としてＧＡＩＮＡの販売施工を行っております。また、畜産業、農業分野においても、猛暑対策としてＧＡＩＮＡの販売施工を展開しており、畜産分野では、育雛環境がその生産性に大きな影響を与えることから、昨今の猛暑に対する育成環境改善を図るものとして注目されています。

環境事業は、バイオマス発電所等の受注活動を行っております。また、これまで当社が産業機械関連事業で長年培ってきたバルクハンドリング技術を、食品業界関連以外の分野に展開する取り組みを行っており、環境関連事業においても、その技術を応用した営業展開をしております。

この結果、環境関連事業の売上高は1,685百万円（前期比40.5％減）、営業損失71百万円（前期は営業利益117百万円）と減収減益となりました。

【不動産関連事業】

当社は本社ビルの賃貸を行っておりますが、売上高は29百万円（前期比8.7％減）となり、営業利益は16百万円（前期比30.8％減）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、357百万円であります。

その主なものは、当社の建物、工具器具備品、ソフトウェアであります。

（３）資金調達の状況

当社グループの所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金によって賄っております。

なお、当社は運転資金の効率化を図るため、取引銀行12行と当座貸越極度額3,800百万円の当座貸越契約を締結しております

（４）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	単 位	第142期 2017年３月期	第143期 2018年３月期	第144期 2019年３月期	第145期 （当連結会計年度） 2020年３月期
売　上　高	百万円	6,583	7,153	7,968	8,988
経　常　利　益	百万円	390	192	154	105
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	349	411	111	△267
１株当たりの当期純利益	円	30.72	36.10	9.79	△23.47
総　資　産	百万円	5,714	7,699	8,951	9,079
純　資　産	百万円	2,057	2,361	2,314	2,144
１株当たり純資産額	円	180.68	207.35	203.23	188.31

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	単 位	第142期 2017年３月期	第143期 2018年３月期	第144期 2019年３月期	第145期 （当事業年度） 2020年３月期
売　上　高	百万円	6,522	7,007	7,651	8,687
経　常　利　益	百万円	371	193	139	103
当　期　純　利　益	百万円	297	412	99	△268
１株当たりの当期純利益	円	26.15	36.19	8.71	△23.62
総　資　産	百万円	5,694	7,617	8,864	8,831
純　資　産	百万円	2,046	2,340	2,299	2,137
１株当たり純資産額	円	179.73	205.52	201.93	187.66

（５）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

会　　社　　名	資　本　金	当社への議決権比率	主要な事業内容
TCSホールディングス株式会社	100百万円	直接 1.2% 間接49.2%	不動産賃貸 株式の所有及び管理

（注）自己の議決権と、自己と緊密な者及び同意している者の議決権とを合わせて過半数を占め、かつ、事業の方針の決定に関して影響を与えることができることから親会社として記載しております。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明治機械（徳州）有限公司	594百万円	100.0%	製粉・飼料用ロールの製造販売
株式会社柳原製粉機	25百万円	100.0%	農産物加工用機械、農業用機械器具の製造、販売、修理

（６）対処すべき課題

１．産業機械関連事業の収益力強化

産業機械関連事業のプラント事業では、飼料業界において、コスト競争力の強化を目的とした工場集約を伴う業界再編が本格化し、新工場の建設、増設工事などの大型案件が全国規模で加速度的に具体化しております。これは今後数年継続するものと考えられますので、引き続き大・中規模のプラント受注を積極的に獲得してまいりますが、今般、より工程管理と利益確保を念頭においたシステムを導入し、社内のリソースを最適配分のうえで、これらプラント案件の利益率アップにつなげてまいります。また、設備改造や老朽化更新などの中小規模のプラント工事などでは、環境事業と協業し生産環境の改善の提案営業により積極的に受注してまいります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響につきましては、プラント工事の業者（建築業者・電気工事業者等）が工事に携われないような状況が長期間生じた場合には、工事工程が遅れて売上計上のタイミングがずれる可能性が懸念されます。

産業機械メーカー事業では、AI・IoTによる予知保全システムの早期のビジネス化を目指し、収益の向上につなげてまいります。

コンビニ・立ち食いチェーンのそばや米粉などの需要が伸びており、連結子会社株式会社柳原製粉機との共同開発製品を含め各種の設備改造に関して提案を強化し、受注につなげてまいります。

また、既存技術・商品・ソリューションを用いた国内市場拡大と、補助金・助成金制度を活用したビジネスの展開を推進するとともに、目立、予備ロール販売等、保守事業にも積極的に取り組んでまいります。

海外事業では、当社ブランドの機械や顧客企業等の海外進出のため、プラントエンジニアリング支援強化など連結子会社明治機械（徳州）有限公司を活用した海外展開を行い、日本食の普及が進む、中国・東南アジアの市場開拓も積極的に行ってまいります。

2．環境関連事業の展開

環境関連事業の太陽光発電は、消費電力の自然エネルギー100％活用のニーズ「RE100」(*)の受け皿として「自家消費」を大型倉庫・工場・地主向けに、接着架台工法「エスノンホール」を活用した提案を継続的かつ積極的に展開してまいります。また、産業界・地域と一体となった再生可能エネルギー事業を推進し収益の拡大を図ってまいります。

高機能セラミック塗料等の高機能資材は、猛暑対策の新たな環境資材として、工場や農業、酪農業、畜産業の生産環境の改善に施工・販売提案の拡充を図ってまいります。

また、バイオマス発電設備事業を本格化させ、当社が長年にわたって蓄積した技術を活かしバルクハンドリング関連工事の受注に努め、他分野を含めこの事業の拡大に注力してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響につきましては、太陽光発電事業のディベロップ型の投資案件については、個人投資家等の投資マインドが減退することが予想されることから終息いたします。

3．コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの体制の充実強化

内部統制制度の見直し及びその着実な運用・評価・検証を通じ、東証のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、より強固なコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の構築に努めてまいります。

4．やり抜く企業風土の醸成とスピード化

製造業における経営の基本でありますＰＤＣＡサイクルを確実に実行し、経営目標の達成を図ってまいります。

また、時代の急速な変化及び客先ニーズに対応するため、時代を先取りしてスピードをもって取り組んでまいります。

5．人材の育成と活用

優秀な人材の登用・組織力の強化、技術伝承・教育を通じた技術力の強化にもAIやIoT技術を積極的に活用して推進してまいります。とくに、製造業においては技術伝承が喫緊の課題であり、それに対してもAIやIoT技術は有用であると考えております。

（７）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	主要製品・事業内容等
産業機械関連事業	
製粉機械	①プラントエンジニアリング ②製造設備販売（ロール機、石臼、スケヤーシフター、ピューリファイヤー、セパレーター、ミキサー、精米調質設備、集塵装置、ニューマ装置、ロール研磨目立機、開袋機　等）
配合飼料機械	①プラントエンジニアリング ②製造設備販売（ロール機、ハンマーミル、精選装置、ペレット・フレーク製造装置、集塵装置、サイロ及び搬送装置、開袋機　等）
その他の産業機械	各種産業機械販売（各種粉砕ロール機、ハンマーミル、原料選別装置、チョコレート成型・冷却装置、二重遠心チルドロール、シフター、液体原料造粒機、開袋機、解凍機　等）
環境関連事業	
太陽光発電	①エスノンホール（自家消費型太陽光発電設備設計・施工） ②太陽光発電システム機器販売及び太陽光発電設備区画分譲販売・施工・保守メンテナンス ③カーボンフリー向けソリューション提供
環境資材	高機能環境資材販売及び施工（ＧＡＩＮＡ（高機能セラミック塗料）、リアルガード（防水強化剤、漏水補修材）、バリュー工法（防錆下地材）等）
環境事業	環境プラント（バイオマス発電所、環境センター等）の設計・施工
不動産関連事業	ビルの賃貸　等

（８）主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区神田多町二丁目２番地22
	支社	名古屋支社（愛知県名古屋市）
	支店	西日本支店（兵庫県西宮市）
	営業所	札幌営業所（北海道札幌市）、八戸営業所（青森県八戸市）、鹿島営業所（茨城県神栖市）、長野営業所（長野県長野市）、福岡営業所（福岡県福岡市）、鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）、沖縄営業所（沖縄県那覇市）
	事業所	足利事業所（栃木県足利市）
明治機械（徳州）有限公司	本社	中国・山東省（徳州市）
株式会社柳原製粉機	本社	長野県長野市

（注）当社は2019年10月に沖縄営業所、同年11月に札幌営業所を開設しております。

（９）従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
198名	10名増

（注）１．上記従業員数には、契約社員14名を含み、パート社員４名等は含んでおりません。
２．従業員数の増加の理由は、当社と子会社による新卒及び中途入社の採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
159名	７名増	42.8歳	10.8年

（注）１．上記従業員数には、契約社員14名を含み、パート社員４名等は含んでおりません。
２．従業員数の増加の理由は、新卒及び中途入社の採用によるものであります。

（10）主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	600百万円
株式会社東日本銀行	500
株式会社足利銀行	500
株式会社みずほ銀行	300
株式会社武蔵野銀行	200

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　20,000,000株

（２）発行済株式の総数　11,402,636株

（注）発行済株式の総数には、自己株式14,200株を含んでおります。

（３）単元株式数　100株

（４）株主数　5,183名

（５）大株主

株主名	持株数	持株比率
日本コンベヤ株式会社	1,926,200株	16.91%
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	456,800	4.01
株式会社セコニック	433,400	3.81
インターネットウェア株式会社	322,400	2.83
株式会社テクノ・セブン	276,600	2.43
シグマトロン株式会社	226,400	1.99
MUTOHホールディングス株式会社	223,100	1.96
NCシステムソリューションズ株式会社	171,800	1.51
高山正大	137,400	1.21
高山芳之	137,300	1.21

（注）持株比率は自己株式（14,200株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

（１）当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中尾俊哉	TCSホールディングス株式会社　取締役 日東通信機株式会社　取締役会長
常務取締役	日根年治	産業機械事業本部管掌　産業機械事業本部長 明治機械（徳州）有限公司　董事 株式会社柳原製粉機　代表取締役社長
取締役	小林敏敬	経営管理本部管掌　経営管理本部長 株式会社柳原製粉機　監査役 明治機械（徳州）有限公司　董事長
取締役	川辺孝治	株式会社明成商会　代表取締役社長 ソーラー・エレクトロ・パワー株式会社 代表取締役社長
取締役	髙山正大	株式会社テクノ・セブン　取締役 インターネットウェア株式会社 代表取締役社長 東京コンピュータサービス株式会社　取締役 ＴＣＳホールディングス株式会社　取締役 ＮＣホールディングス株式会社　取締役 ＮＣシステムソリューションズ株式会社 代表取締役社長 ハイテクシステム株式会社　代表取締役社長 アンドール株式会社　取締役
＊取締役（監査等委員）	石田稔夫	日本コンベヤ株式会社　執行役員管理部長
＊取締役（監査等委員）	加藤晃章	武藤工業株式会社　取締役 MUTOHホールディングス　取締役
＊取締役（監査等委員）	北村克己	白石篤司法律事務所　弁護士 株式会社ＳＲＡホールディングス　社外監査役 株式会社ネクスグループ　社外取締役

（注）１．＊は社外取締役であります。
２．東京証券取引所の定めに基づく独立役員として監査等委員の加藤晃章氏、北村克己氏を指定し、同取引所に届け出ております。
３．2019年６月26日開催の第144回定時株主総会の終結の時をもって、下記のとおり役員の異動がありました。

就任	取締役	川辺 孝治
	取締役（監査等委員）	石田 稔夫
	取締役（監査等委員）	北村 克己
退任	取締役	小林 秀樹
	取締役（監査等委員）	畑野 一良
	取締役（監査等委員）	村田 秀和

４．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

（２）取締役の報酬等の額

区　　分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	５名 （－名）	40,950千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	５名 （４名）	2,400千円 (2,400千円)
合計 （うち社外役員）	１０名 （４名）	43,350千円 (2,400千円)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第140回定時株主総会において、月額6,000千円以内と決議されております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第140回定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議されております。

４．上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。

（３）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務につき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（４）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容	当社と当該法人等との関係
取締役 （監査等委員）	石田稔夫	日本コンベヤ株式会社	執行役員 管理部長	－
取締役 （監査等委員）	加藤晃章	武藤工業株式会社 MUTOHホールディングス株式会社	取締役	－
取締役 （監査等委員）	北村克己	株式会社ＳＲＡホールディングス 株式会社ネクスグループ	社外監査役 社外取締役	－

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会（11回開催）		監査等委員会（11回開催）		取締役会及び監査等委員会の発言状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役（監査等委員）	石田稔夫	9	100%	9	100%	上場会社での企業経営に取締役、監査役として関与し、経営や管理部門に関する豊富な知見を有していることから、当社の業務執行における適正性確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	加藤晃章	11	100%	11	100%	大手電機メーカーで管理業務に長く従事され、製品の製造からサービス、保守に至るまで、俯瞰的な視点で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、また、当社の内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。また、監査等委員会においては、取締役と積極的に意見交流を図られ、働き方改革についての勤怠管理の充実、実効性のある内部監査の充実を提言されました。
取締役（監査等委員）	北村克己	9	100%	9	100%	弁護士としての経験と高い見識を有しており、その専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、また、当社の内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。また、監査等委員会においては、取締役と積極的に意見交流を図られ、実効性のある内部監査の充実を提言されました。

（注）１．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。
２．取締役（監査等委員）石田稔夫氏、北村克己氏は、就任日の2019年６月26日以降の活動状況及び同日以降の出席状況を記載しております。

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

監査法人元和

（２）会計監査人の報酬等の額

	監査法人元和
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,425千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,425千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

（４）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は、次のとおりであります。

（取締役会決議による最終改訂　2017年６月28日）

（１）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、企業の存立基盤である「企業理念」ならびに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点といたします。

【運用状況】

「企業理念」、「企業行動指針」を定めており、イントラネットや職場掲示などを通して社内周知し、役員・社員はこれらを遵守しております。また、取締役会は「企業行動指針」が遵守されているか年に一度確認しております。

②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

【運用状況】

取締役会を年11回（ほか書面決議５回）開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定などの重要事項を決定し、月次の経営分析、対策、評価を検討するとともに法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、取締役相互に職務執行の状況を監督しております。

③監査等委員会は、法令、「監査等委員会規程」に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施いたします。

【運用状況】

監査等委員会を年11回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しております。

④取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアン

ス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はいたしません。

【運用状況】

コンプライアンス担当取締役とコンプライアンス責任者（各部署長）、ならびに外部アドバイザーからなるコンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、内部監査を通じて業務手順、マニュアルの整備、チェック状況について確認しております。

また、年４回役員はじめ全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。さらに、内部通報制度の運用の状況についても確認・チェックしております。

⑤内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

内部監査を担当する監査室は、監査方針及び監査計画を作成し、取締役会の承認を得ております。また、監査方針及び監査計画に基づき定期的に監査を実施し、監査結果を内部監査報告書として随時または定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

⑥反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

【運用状況】

企業行動指針において反社会的勢力の排除、対決について明記するとともに、役員をはじめ全社員に周知しております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持いたします。

【運用状況】

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「取締役会規程」等に基づき保存年限及び所管部署等を定めており、各部署が適切な管理を行っております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市況、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、ＣＳＲ・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じます。

【運用状況】

潜在する多様なリスク等を常に把握・認識するとともに、「緊急事態管理規程」を制定して可能な限り未然に防ぐことを第一とし、危機発生時には企業価値の毀損を極小化する体制を整備しております。

②不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めます。

【運用状況】

不測の事態の発生時には、「緊急事態管理規程」に基づき円滑に危機管理体制を構築し、適切に対応する体制を採っております。

なお、当事業年度中には、不測の事態等の発生はありません。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行います。

【運用状況】

定時及び臨時の取締役会を年11回開催、ならびに取締役会の書面決議を年５回行っております。また、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び取締役等の審議を経て、取締役会において決定しております。

②取締役会の決議に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

【運用状況】

取締役会の決定に基づく業務執行は、上記の社内規程に基づき、部署長ならびにグループリーダー等が意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っております。

③中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレークダウンした「部室重点目標（部室事業計画）」を策定し、進捗状況をチェックいたします。

【運用状況】

中期経営計画及び年度事業計画は社内周知を図るとともに、取締役会で決定した経営目標に基づく「部室重点目標（部室事業計画）」を各部門で策定・管理し、各部門長が適時、進捗状況を確認します。

④法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示いたします。

【運用状況】

東京証券取引所の規則ならびに会社法、金融商品取引法に従い、適時・適切なディスクロージャーを行うとともに、非財務情報等につきましても積極的に開示しております。また、当該開示情報は、当社ホームページにアップしております。

（５）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行います。

【運用状況】
コンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」の社内周知を積極的に行っております。また、年４回、全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。

②監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図ります。

【運用状況】
監査室は、監査方針及び監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、業務プロセスやコントロール（統制）の見直しを実施し、社内システムの改善、内部統制システムの向上を図っております。また、コンプライアンスに関する監査を実施し、コンプライアンス体制の整備を図っております。

③取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告いたします。

【運用状況】
取締役が重要なコンプライアンス違反の事実を発見したときは、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する体制となっております。
なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

④使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備いたします。

【運用状況】
内部通報制度におきましては、社内及び外部に通報先を定めており、また、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。
なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

（６）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係資料を提出させます。

【運用状況】
子会社である明治機械(徳州)有限公司及び株式会社柳原製粉機は、月決算資料等を毎月提出しており、当社は経営内容を的確に把握し分析しております。

ロ．当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会（董事会）に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社へ報告させます。

【運用状況】
隔月開催される明治機械(徳州)有限公司の董事会に、当社の取締役である董事２名が出席しております。また、毎月開催される株式会社柳原製粉機の取締役会には、当社の取締役ほかが出席しており、経営成績、財務状況その他重要な情報について適時、当社へ報告しております。

ハ．「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施いたします。

【運用状況】
「グループ会社管理規程」において、子会社の管理基準を明確に定め、経営上の重要な事項に関しては当社へ申請・決裁・報告することとなっており、適宜、子会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応により、会社の損失を最小限に留めることを求めます。

【運用状況】
当社は「緊急事態管理規程」を定めており、同様のリスク管理体制を子会社にも求め、リスクの発生防止、迅速な対応により、会社損失の最小化を図っております。

ロ．グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業行動指針」をグループ会社にも適用いたします。

【運用状況】
当社の「企業行動指針」を子会社においても社内周知させ、子会社のコンプライアンス体制につきましては、規程類の整備を行い運用することとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行います。

【運用状況】
子会社の自主性及び独立性の確保を念頭に置き、子会社である明治機械(徳州)有限公司は年６回隔月で董事会を開催し、当社の取締役である董事２名が出席しており、また、株式会社柳原製粉機の毎月開催される取締役会には、当社取締役ほかが出席しており、グループ経営の運営管理体制を推進しております。

ロ．当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき、担当部門である総務部が行います。

【運用状況】
子会社の支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき総務部が行っております。

ハ．当社の監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図ります。

【運用状況】
監査室は、子会社の内部監査を年１回定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．子会社の取締役（董事）は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】
子会社の取締役（董事）は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制となっております。
なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

ロ．当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締

役会の承認を要します。

【運用状況】

関係グループ会社との取引は、原則、他の会社との一般的な取引条件と同一のものとしており、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を得ております。

ハ．当社は、内部通報制度の規定を子会社に適用し、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度の規定を子会社にも社内周知させ、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

（７）監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置きます。

【運用状況】

現在、当社監査等委員会は３名で構成されており、全て社外監査等委員の体制となっております。現在の体制でその職務を充分に遂行できるものと考え、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くこととしております。

（８）監査等委員会への報告に関する体制

①取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制

イ．取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告するものといたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。

【運用状況】
監査等委員は、取締役会ほか重要会議に出席するなどにより、取締役会等で決議または報告された事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の必要な情報を得ており、また、監査室の内部監査の報告を適宜受けるなど定期的に連携し、内部監査の実施状況及びその結果の情報を得ております。さらに、内部通報の事案の内容等の報告や決裁稟議書の全てを閲覧できることとなっております。

ロ．監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

【運用状況】
監査等委員は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧しております。

ハ．内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保いたします。

【運用状況】
内部通報制度に関する規定の適切な運用・維持により、コンプライアンス違反等について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。

ニ．監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行います。

【運用状況】
監査等委員会は、取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリング及びアンケート調査を行っております。

ホ．監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】
監査室長は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を内部監査報告書により四半期毎に、監査等委員会に報告しております。

②当社の子会社の取締役等、監査等委員または監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ．子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。

【運用状況】

監査等委員は子会社の取締役会（董事会）に出席する当社の取締役ほかに対し、監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、迅速かつ適切な報告を行っております。

ロ．子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

子会社の取締役等及び使用人は、発見次第、当社の総務部に報告後、総務部は監査等委員会に報告する体制となっております。

ハ．当社の総務部または監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

【運用状況】

監査室は、子会社の内部監査を通じ、内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現状を、内部監査報告書を作成し定期的に監査等委員会に報告しております。

（９）監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないなど、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

(10) 監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

【運用状況】

当社の監査等委員がその職務の執行の過程で、費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部は、監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ではないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理する体制となっております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

【運用状況】

代表取締役とのヒアリングを定期的に実施して意見・情報交換を行っており、また、会計監査人とは定期的に決算ミーティングほか、随時に報告・連絡・相談を行うなど連携し、実効的な監査業務を遂行しております。

②当社グループ会社の監査等委員または監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。

【運用状況】

監査等委員は子会社との情報交換に努めるとともに、連携して当社グループ会社としてのコンプライアンス強化・充実を図る体制となっております。

③監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

【運用状況】

監査等委員が監査室の内部監査の内容及び結果の報告を適宜受けるなど、常時、密接な連携をして監査等委員会の監査の実効性を高めております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

【運用状況】

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、イントラネットにアップするなど当社及び当社グループ会社に社内周知しております。また、監査室は、各部門の内部監査を定期的に実施するとともに、業務プロセスのリスクやそのコントロール（統制）の見直しを行い、関係部署と協議のうえ、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで110余年に亘り、穀類（米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等）を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様を始め、多くのお客様に対し、ご満足頂ける

高品質で、きめ細やかなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもあると考えております。

以上より、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,101,053**	**流動負債**	**6,508,853**
現金及び預金	2,380,328	支払手形及び買掛金	1,031,695
受取手形及び売掛金	1,768,193	電子記録債務	266,907
商品及び製品	788,184	短期借入金	2,580,000
仕掛品	1,528,967	リース債務	2,740
原材料及び貯蔵品	50,883	未払法人税等	35,136
前払費用	57,008	未払費用	21,083
前渡金	340,921	前受金	2,423,719
その他	192,188	賞与引当金	42,091
貸倒引当金	△5,623	工事損失引当金	4,174
固定資産	**1,978,265**	その他	101,303
有形固定資産	**1,350,589**	**固定負債**	**425,938**
建物及び構築物	221,999	リース債務	3,779
機械装置及び運搬具	29,965	退職給付に係る負債	209,308
土地	969,761	資産除去債務	19,698
リース資産	5,773	繰延税金負債	164,508
その他	123,088	その他	28,643
無形固定資産	**184,379**	**負債合計**	**6,934,791**
その他	184,379	(純資産の部)	
投資その他の資産	**443,296**	**株主資本**	**2,092,898**
投資有価証券	326,053	資本金	1,414,059
その他	117,242	資本剰余金	176,700
		利益剰余金	511,080
		自己株式	△8,941
		その他の包括利益累計額	**51,627**
		その他有価証券評価差額金	1,243
		為替換算調整勘定	50,384
		純資産合計	2,144,526
資産合計	**9,079,318**	**負債純資産合計**	**9,079,318**

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,988,813**
売上原価		**7,766,796**
売上総利益		**1,222,016**
販売費及び一般管理費		**1,117,214**
営業利益		**104,802**
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,950	
投資有価証券売却益	480	
その他	9,436	24,868
営業外費用		
支払利息	18,002	
その他	5,725	23,727
経常利益		**105,942**
特別利益		
固定資産売却益	629	**629**
特別損失		
固定資産除却損	4,139	
投資有価証券評価損	271,224	
その他特別損失	4,462	279,826
税金等調整前当期純損失		**173,253**
法人税、住民税及び事業税	25,597	
法人税等調整額	68,481	94,078
当期純損失		267,332
親会社株主に帰属する当期純損失		**267,332**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	1,414,059	176,700	823,966	△8,941	2,405,784
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△45,553	－	△45,553
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△267,332	－	△267,332
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△312,885	－	△312,885
2020年３月31日残高	1,414,059	176,700	511,080	△8,941	2,092,898

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2019年４月１日残高	△150,840	59,481	△91,358	2,314,426
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△45,553
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	△267,332
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	152,083	△9,097	142,986	142,986
連結会計年度中の変動額合計	152,083	△9,097	142,986	△169,899
2020年３月31日残高	1,243	50,384	51,627	2,144,526

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,690,176**	**流動負債**	**6,270,612**
現金及び預金	2,146,820	電子記録債務	266,907
受取手形	201,890	買掛金	1,028,555
売掛金	1,529,524	短期借入金	2,550,000
商品及び製品	765,828	リース債務	1,520
仕掛品	1,503,960	未払金	32,229
原材料	21,305	未払費用	15,936
前払費用	56,612	前受金	2,231,497
前渡金	278,692	預り金	4,747
その他	191,164	未払法人税等	33,828
貸倒引当金	△5,623	賞与引当金	42,091
固定資産	**2,141,193**	工事損失引当金	4,174
有形固定資産	**1,330,481**	その他	59,123
建物	214,661	**固定負債**	**423,552**
構築物	2,016	リース債務	1,393
機械及び装置	19,827	長期預り金	19,994
工具器具備品	38,858	資産除去債務	19,698
土地	969,761	退職給付引当金	209,308
リース資産	2,580	繰延税金負債	164,508
その他	82,775	その他	8,649
無形固定資産	**154,643**	**負債合計**	**6,694,164**
ソフトウェア	54,078	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	96,395	**株主資本**	**2,135,961**
その他	4,168	**資本金**	**1,414,059**
投資その他の資産	**656,069**	**資本剰余金**	**176,700**
投資有価証券	326,053	資本準備金	176,700
関係会社株式	30,000	**利益剰余金**	**554,143**
関係会社出資金	279,828	利益準備金	11,388
その他	20,186	その他利益剰余金	542,755
		繰越利益剰余金	542,755
		自己株式	**△8,941**
		評価・換算差額等	**1,243**
		その他有価証券評価差額金	**1,243**
		純資産合計	**2,137,205**
資産合計	**8,831,370**	**負債純資産合計**	**8,831,370**

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**8,687,367**
売上原価		**7,544,922**
売上総利益		**1,142,445**
販売費及び一般管理費		**1,036,714**
営業利益		**105,731**
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,133	
投資有価証券売却益	480	
その他	7,096	20,709
営業外費用		
支払利息	17,602	
その他	5,635	23,237
経常利益		**103,203**
特別利益		
固定資産売却益	629	629
特別損失		
投資有価証券評価損	271,224	
その他	8,593	279,817
税引前当期純損失		**175,983**
法人税、住民税及び事業税	24,479	
法人税等調整額	68,481	92,960
当期純損失		**268,944**

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年４月１日　残高	1,414,059	176,700	176,700	6,833	861,809	868,642	△8,941	2,450,460
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	4,555	△50,109	△45,553	－	△45,553
当期純損失（△）	－	－	－	－	△268,944	△268,944	－	△268,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	4,555	△319,053	△314,498	－	△314,498
2020年３月31日　残高	1,414,059	176,700	176,700	11,388	542,755	554,143	△8,941	2,135,961

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日　残高	△150,840	△150,840	2,299,620
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△45,553
当期純損失（△）	－	－	△268,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	152,083	152,083	152,083
事業年度中の変動額合計	152,083	152,083	△162,414
2020年３月31日　残高	1,243	1,243	2,137,205

（注）記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

明治機械株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　元　和
東　京　都　渋　谷　区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　俊　介　㊞
指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明治機械株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

明治機械株式会社
　取締役会　御中

監　査　法　人　元　和
東　京　都　渋　谷　区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　俊　介　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　由　久　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明治機械株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①第145期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

明治機械株式会社　監査等委員会

監査等委員　石田稔夫 ㊞

監査等委員　加藤晃章 ㊞

監査等委員　北村克己 ㊞

なお、監査等委員石田稔夫及び加藤晃章並びに北村克己は、いずれも会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主尊重の立場から、株主利益の遵守かつ安定した配当を実施することが経営の最重要課題であると認識しております。

また、当社は収益状況、財務体質の強化、ならびに将来的な事業展開に備えるための内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり１株につき４円に創業120周年記念配当１円を加えた５円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円　　総額は56,942,180円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月25日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下､本議案において同じ。)の５名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中尾　俊哉（なかお　としや） (1958年２月２日生)	1978年４月　武藤税理士事務所入所 1985年４月　株式会社ソーテック入社 経理部長 1998年６月　同社　専務取締役 2002年１月　株式会社ソーテック・イー・サービス　代表取締役社長 2005年９月　中央青山ｐｗｃコンサルティング株式会社入社　シニアマネージャー 2009年12月　東京コンピュータサービス株式会社入社　経理部部長 2012年６月　アイレックスシステム株式会社　取締役 2013年４月　ＴＣＳホールディングス株式会社　関連企業管理本部部長 2013年６月　日本コンベヤ株式会社　取締役 2015年４月　同社　社長室長 〃　キャリアスタッフネットワーク株式会社　代表取締役社長 2015年６月　ＴＣＳホールディングス株式会社　取締役（現任） 〃　日本コンベヤ株式会社　常務取締役、東京本部長 2016年２月　当社　顧問、総務部長 2016年６月　日本コンベヤ株式会社　取締役 〃　当社　代表取締役社長（現任） 2019年４月　当社　代表取締役社長、環境事業本部管掌	3,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	日根年治（ひねとしはる） （1969年７月24日生）	2000年２月　当社入社 2013年４月　当社営業部長　経営企画管理部長 2013年５月　ラップマスターエスエフティ株式会社　取締役 2013年６月　当社取締役　営業部担当　経営企画部担当 〃　明治機械（徳州）有限公司　董事（現任） 2017年６月　当社取締役　産業機械事業担当、プラント部担当 2017年９月　株式会社柳原製粉機　代表取締役社長（現任） 2018年４月　当社取締役　産業機械事業担当、プラント部担当、経営管理部担当 2018年６月　当社常務取締役（現任）　産業機械事業担当、経営管理部担当 2019年４月　当社常務取締役　産業機械事業本部管掌	4,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	小林 敏敬（こばやし としたか） （1960年７月５日生）	1983年４月　株式会社日本債券信用銀行入行 1999年９月　ソニー生命保険株式会社入社 2003年４月　ＧＥエジソン生命株式会社入社　金融機関事業部西日本エリア本部長 2006年１月　ＡＩＧエジソン生命保険株式会社　金融機関営業本部金融営業統括部統括部長 2007年６月　大和生命保険株式会社入社　執行役員金融法人営業部長 2008年６月　同社　常務執行役員金融法人営業部長 2009年５月　株式会社関東つくば銀行営業統括部資産運用推進室長 2011年10月　株式会社筑波銀行　証券国際部市場業務室室長 2014年２月　株式会社京葉保険事務所入社 2017年９月　当社入社　太陽光発電事業部部長 2018年４月　当社　経営管理部長 2018年６月　当社取締役　経営管理部担当 2019年２月　株式会社柳原製粉機　監査役（現任） 2019年４月　当社取締役　経営管理本部管掌 〃　明治機械(徳州)有限公司董事長（現任） 2020年４月　当社取締役　環境事業部管掌（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	川辺孝治（かわべたかはる） （1957年５月18日生）	1981年４月　三菱商事株式会社　入社 2013年３月　興人ホールディングス株式会社　代表取締役社長 2018年３月　株式会社明成商会　取締役 2018年５月　株式会社明成商会　代表取締役社長（現任） 2018年６月　株式会社セコニックホールディングス　取締役（監査等委員）（現任） 2019年６月　ソーラー・エレクトロ・パワー株式会社　代表取締役社長（現任） 〃　当社　取締役（現任）	－株
5	髙山正大（たかやまひろまさ） （1980年７月30日生）	2007年６月　株式会社テクノ・セブン　取締役（現任） 2008年９月　インターネットウェア株式会社　代表取締役社長（現任） 2011年６月　東京コンピュータサービス株式会社　取締役（現任） 2015年６月　ＴＣＳホールディングス株式会社　取締役（現任） 2016年４月　ＮＣホールディングス株式会社　取締役（現任） 2016年６月　キャリアスタッフネットワーク株式会社（現、ＮＣシステムソリューションズ株式会社）　代表取締役社長（現任） 2018年５月　ハイテクシステム株式会社　代表取締役社長（現任） 2018年６月　アンドール株式会社　取締役（現任） 〃　当社　取締役（現任）	137,400株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
西村昌憲 （にしむらまさのり） （1962年７月２日生）	1986年４月　株式会社日本債券信用銀行（現、株式会社あおぞら銀行）入行 2010年８月　同行　名古屋支店　副支店長 2012年４月　同行　監査部　インターナル・オーディター 2015年６月　医療法人順正会　横浜鶴ヶ峰病院　管理部 2015年10月　同法人　経営企画部長 2016年５月　同法人　理事 2017年10月　エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社　管理本部　部長代理（現任）	―株

（注）１．西村昌憲氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

２．西村昌憲氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．西村昌憲氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、金融機関の経験が長く、加えて、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、病院経営に関与するなど幅広い経営に関する知見を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職を適切に遂行いただけるものと考えたからであります。

４．西村昌憲氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認され、監査等委員である取締役に就任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

５．当社は、西村昌憲氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、法令に定める要件に該当する場合は、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
　　お茶の水　ホテルジュラク　２階　孔雀の間

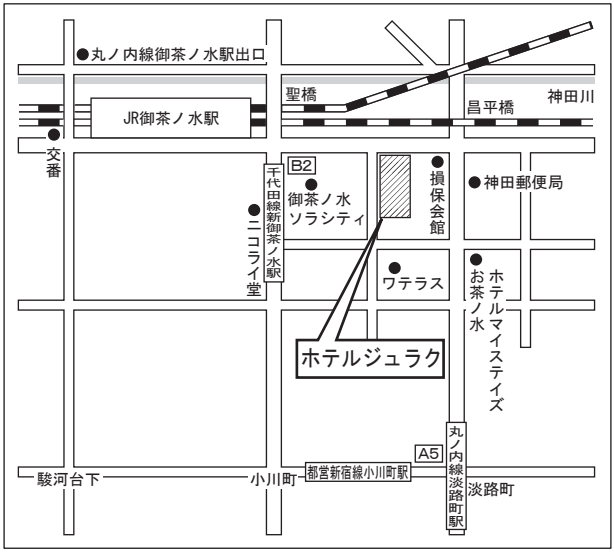

［交通のご案内］

●ＪＲ 中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口【徒歩５分】
●東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2 出口【徒歩５分】
●東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A5 出口【徒歩５分】
●都営地下鉄新宿線 小川町駅 A5 出口【徒歩５分】

新型コロナウイルスによる感染拡大が続いております。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身のご体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。